

確定申告書を提出した後に、計算誤りなど申告内容に誤りがあることに気付いた場合、申告内容を訂正することができます。

1 修正申告〔P99〕

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告書」を提出することによって訂正し、納付します。修正申告書の提出は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く提出してください。

2 更正の請求〔P100〕

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたこと、純損失等の金額を少なく申告していたことなどに気付いたときは、「更正の請求書」を提出することによって正しい税額への訂正を求めることができます。

更正の請求書を提出できる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。